

平成20年3月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第23号 平成20年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）に対する文部科学大臣表彰の推薦について

萩原生涯学習課長から、子どもの読書活動を推進し、学校における文庫活動を支援するなど読書活動の拠点として地域に貢献している図書館1館と、過疎地において「読み聞かせ」や人形劇を取り入れたおはなしや、高校生と合同で「おたのしみ会」を開催するなど子どもと本をつなぐ読書活動を行っている1団体について推薦したとの説明があり、報告のとおり了承された。

付議事項

議案第71号 和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則（案）について

中村総務課長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長に委任できない事務が明示されたことに伴って、規定の改正を行いたいとの説明があった。その内容は、教育委員会が行う事務の点検及び評価に関することや、議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関することなどの委任できない事務を盛り込むとともに、昭和27年の制定以降の時代状況の変化等に伴って必要となった規定の整備を行うというものである。

委員から、時代の変化に応じて、必要な事項を必要な形で規定することは重要であるとの意見があった。

委員から、国等で教育に関する議論が高まりを見せ、教育委員会の形骸化ということに関心が持たれていることも事実であるので、規定の追加や統合を行いつつも、その存在が明確に示せるように活動しなければならないとの意見があった。

教育長から、今回、新たに事務の点検及び評価に関することや市町村に対する是正の要求、勧告及び指示に関することを明記した。これらを通じて、県民に開かれた教育委員会の運営に努めた

いと意見があった。また、評価については、事務に対する評価であるのか、県民から見た教育委員会の評価であるのかを、今後、国等の動向を見ながら検討するとともに、市町村との関係については適切な距離を保ちながら、連携、指導等を行いたいとの意見があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第72号 懲戒処分の指針（和歌山県教育委員会倫理規則関係）（案）について

総務課長から、教育庁職員、学校以外の教育機関の職員及び県立学校の教職員が和歌山県教育委員会教職員倫理規則に規定する禁止事項等に違反した場合の標準的な懲戒処分の指針を27項目制定したいとの説明があった。

委員から、一人ひとりのモラルに関わる部分もあるが、公務員、教職員としての自覚をきちんと持つために、年度当初に校長会や教育長会で周知徹底する必要があるとの意見があり、総務課長から、利害関係者との関わり方等について十分周知するとの説明があった。

委員から、規程を定めるということは、それに違反しないようにするだけではなく、規程の精神を共通認識することが重要であるとの意見があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第73号 勤務実績不良等の職員に係る分限処分運用指針（案）の制定について市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について

総務課長から、教育庁職員及び学校以外の教育機関の職員を対象として、職責を果たすことができない職員に対して分限処分を行う場合の具体的な基準や手続きを定め、公務の適正な運営確保を図るとの説明があった。

委員から、教育職は分限処分のうち降格の実施が困難であるが、中には行政職や現業職に対する適性が高い場合も考えられる。採用時の選考方法や採用後の人事管理において、人事委員会等の関係機関との協議を行い、教員の資質の向上を要望する県民の声に

応えられるように、本指針を運用してほしいとの意見があった。
以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第74号 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（案）について

辻本給与課長から、教育職員免許法が改正されたことに伴い、条ずれ等規定の改正を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第75号 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（案）について

給与課長から、県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、小学校、中学校等教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表及び学校栄養職員給料表の初任給基準表について、短大卒及び高校卒の初任給を4号引き上げる等規定の改正を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。
木下文化遺産課長から、1名の委員の辞任に伴い、新たな委員を委嘱したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第76号 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）について

給与課長から、扶養手当の支給の減額改定の時期を国に準じて平成20年4月1日にしたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第77号 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（案）について

議案第78号 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則（案）について

給与課長から、議案第77号では、県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、小学校、中学校等教育職

員給料表、高等学校等教育職員給料表の初任給基準表を改正することに伴い、同表の適用を受ける者で、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額を改定したいとの説明があった。また、議案第78号では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、大学卒及び短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額を改正したいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第79号 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(案)について

総務課長から、永年にわたり本県教育の充実発展に尽力し、多大な功績を残した元小学校長2名、元中学校長3名、元県立高等学校長1名を推薦したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第80号 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(案)について

給与課長から、県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく月例給の引き上げ等に伴い、兼務手当の時間単価を改正するとともに、学校の統廃合に伴い、へき地学校等の指定を改正したいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第81号 和歌山県立博物館協議会委員の委嘱(案)について

木下文化遺産課長から、2名の委員の辞職に伴い、新たな委員を委嘱したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第82号 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則(案)について

議案第83号 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則(案)について

県立学校課長から、県立中学校及び県立高等学校において平成

19年度から教頭を副校長と称していたが、学校教育法の改正に伴って副校長と称することができなくなったため、この規定を廃止し、来年度は新たに副校長を設けないとの説明があった。また、議案第82号においては、併設型中高一貫教育校として県立日高高等学校附属中学校を開設するとともに、議案第83号においては、串本高等学校と古座高等学校の統合や学科の新設・廃止等に伴う規定の改正を行いたいとの説明があった。

委員から、学校教育法の改正に伴う副校長等設置のねらいについて質問があり、県立学校課長から、さまざまな教育課題に対応するために、ナベブタ型の学校組織を改めて、機動的で的確な組織運営ができる学校組織を構築するとともに、主幹教諭や指導教諭を設けることによって、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することをねらいとしているとの説明があった。

委員から、正式に副校長を設置する時期とその規模について質問があり、県立学校課長から平成20年度に関係機関等と調整を行って、平成21年度からの導入を検討したい。設置する学校規模や人数については、今後検討していくとの説明があった。また、委員から、今後、新たに副校長の設置が予想される中で、今回の規定の削除が実施上の障害とならないよう留意されたいとの意見があった。

教育長から、副校長の設置については全国の状況を参考にしながら和歌山方式を構築したいと考えているが、現時点で、すべての学校に設置することは検討していないとの意見があった。

委員から、副校長という機能が新しく学校に付加されることとなるために、導入にあたっては学校経営という組織論に立って、慎重に制度設計を検討してほしいとの意見があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第84号 和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則(案)について

議案第85号 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則(案)について

県立学校課長から、副校長規定の廃止とともに、議案第84号においては、通信教育を行う高等学校の協力校として3校を加え、議案第85号においては、「養護学校」の校名を「支援学校」に変

更する等規定の改正を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 86 号 平成 20 年秋の叙勲（初等中等教育局関係）候補者の推薦（案）について

総務課長から、永年にわたり市町村における教育の充実発展に尽力し、多大な功績を残した元教育委員 1 名を推薦したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 87 号 平成 20 年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員（案）について

池田小中学校課市町村支援室長から、県内各地域のバランス等を考慮して、学校関係者、教育行政関係者、学識経験者から委員を選定したいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 88 号 和歌山県立近代美術館・博物館名誉館長の委嘱（案）について

文化遺産課長から、近代美術館名誉館長及び博物館名誉館長の任期満了に伴い、新たな名誉館長を委嘱したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。